

利根町告示第54号

平成26年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月20日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成26年11月28日
2. 招集の場所 利根町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 平成26年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
 - (2) 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (3) 平成26年度利根町一般会計補正予算(第5号)
 - (4) 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - (5) 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - (6) 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成26年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	11. 28	金	本 会 議	開会 提出議案説明・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成26年第1回
利根町議会臨時会会議録

平成26年11月28日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
教 育	長	伊藤孝生君
総 務 課	長	高野光司君
企 画 財 政 課	長	秋山幸男君
税 務 課	長	石井博美君
住 民 課	長	井原有一君
福 祉 課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環 境 対 策 課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経 済 課	長	矢口功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤俊一君
会 計 課	長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 官 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

3 番 花 嶋 美 清 雄 君
4 番 船 川 京 子 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日 (金曜日)

午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の件
日程第 3 議案第 52 号 平成 26 年度利根町一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分について
日程第 4 議案第 53 号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 5 議案第 54 号 平成 26 年度利根町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 6 議案第 55 号 平成 26 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 7 議案第 56 号 平成 26 年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8 議案第 57 号 平成 26 年度利根町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の件
日程第 3 議案第 52 号
日程第 4 議案第 53 号
日程第 5 議案第 54 号
日程第 6 議案第 55 号
日程第 7 議案第 56 号
日程第 8 議案第 57 号

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長 (井原正光君) おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。8 番高橋一男議員がまだ見えておりません。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回利根町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

教育委員長から、平成25年度教育委員会事務の点検評価報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出されておりますので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

3番 花 嶋 美清雄 議員

4番 船 川 京 子 議員

を指名します。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。

平成26年第1回利根町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今回の臨時会ですが、本年8月の人事院勧告に伴う関連条例の改正に当たり、職員の12月期の期末手当・勤勉手当の支給基準日である12月1日の前日までに所要の改正を行わなければならないことから、本日、臨時会を招集した次第でございます。

提出しました議案は、専決処分が1件、条例改正が1件、補正予算が4件、合計6件のご審議をお願いするものでございます。

議案第52号は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてで、11月21日の衆議院解散に伴い、選挙執行に必要な事務経費を専決処分したいので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

議案第53号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、職員の給料月額や手当の月額、勤勉手当の支給率、さらには町長及び教育長の期末手当の支給率等を改正したいので提案するものであります。

議案第54号は、平成26年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ1,597万4,000円を追加し、総額を56億7,549万8,000円とするものであります。

歳入は繰入金でありまして、歳出の主な内容ですが、人事院勧告に伴う改正による職員等の人件費となります。

議案第55号は、平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ44万7,000円を追加し、総額を24億8,223万5,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ33万円を追加し、総額を1億2,725万6,000円とするものであります。

議案第56号は、平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、総額を2億6,483万8,000円とするものであります。

議案第57号は、平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、総額を13億3,004万円とするものであります。

以上、全議案の概要につきまして説明しましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なる判断を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第52号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第52号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成26年11月19日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定により報告し、議会のご承認をいただくため提案するものでございます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14県支出金、目1総務費県委託金で831万3,000円を増額するものでございます。これは、平成26年12月14日執行予定の衆議院議員選挙の委託金として、県から支出されるものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で452万9,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算において財源に充てるために、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、次の7ページから8ページになりますが、歳出でございます。款2総務費、目4衆議院議員選挙費で1,284万2,000円を増額するもので、平成26年12月2日公示、12月14日執行予定の衆議院議員選挙の人件費、投票事務及び開票事務などの執行経費を見込んだものでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第52号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第53号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第53号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、平成26年8月の人事院勧告

に伴い、職員の給料月額、通勤手当等の額、並びに勤勉手当、地域手当、町長及び教育長の期末手当の支給率等の規定を改めたいので提案するものであります。

初めに、改正となります主な点についてご説明申し上げます。

まず1点目でございますけれども、人事院の実地調査におきまして、民間との月例給付の格差が平均1,090円、率にしまして0.3%あるとし増額勧告がなされたものであります。この0.3%の増額は、給料表の平均でございます、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いての給料表の改定となっております。

次に、2点目でございますけれども、給与制度の地域間及び世代間の給与の配分の総合的見直しについて勧告がなされております。

民間賃金水準の低い地域、官民格差と全国の格差を踏まえて給料表を平均2%引き下げを行い、地域手当の支給地域及び支給割合の見直しを行う内容となっております。

以上が主な改正点ということでございます。

なお、今回議案第53号につきましては、一つの改正に対しまして施行期日が異なるもの、関連する条例が複数ありますことから、一つの条例といたしまして提出させていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

第1条関係につきましては、参考資料1をごらんいただきたいと思います。

利根町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第10条の2につきましては、医師職員に対する初任給調整手当の支給でありまして、最高額について規定しております。その額を「41万900円」から「41万2,200円」に改正するものであります。

次に、第12条の3第2項第2号は、通勤手当の自動車等の使用距離によって支給する額についての規定であります。今回はこの額を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

3ページの第21条第2項第1号は勤勉手当でありまして、平成26年12月に支給する率の改正でございます。再任用以外の職員、一般職員であります。支給率を「100分の67.5」から「100分の82.5」に、また特定幹部職員につきましては「100分の87.5」から「100分の102.5」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

同項第2号は再任用職員の規定であります。これにつきましても「100分の32.5」から「100分の37.5」に、再任用の特定幹部職員につきましては「100分の42.5」から「100分の47.5」に改正するものであります。

次に、下の別表の改正でありますけれども、給料表の改正で、一般職に使用する別表2と、また医師に使用する別表3及び保健師及び看護師に使用する別表3のイを、若年層に重点を置き平均0.3%引き上げる改正となっております。

第1条につきましては以上でありまして、勤勉手当率改正以外につきましては、平成26年4月1日から遡及適用となっております。

続きまして、第2条についてご説明申し上げます。参考資料の2をご用意いただきたいと思っております。

これは、利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

第4条第1項につきましては、町長の平成26年12月支給の期末手当率を「100分の155」から「100分の170」に改めるものであります。

次に、第3条関係につきましてご説明申し上げますので、資料3をお願いいたします。

利根町教育委員会教育長の給与、勤務手当時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものであります。

これも町長と同じような改正でありまして、第2条第4項において、教育長の平成26年12月支給の期末手当率の額を「100分の155」から「100分の170」に改めるものであります。

次に、第4条関係につきましてご説明申し上げます。資料4をお願いいたします。これからご説明する改正内容は、平成27年4月1日から、来年の施行日となっております。

まず、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第10条の3は地域手当の改正規定であります。第2項において、職員の支給率を「100分の3」から「100分の6」に、第3項においては医師の支給率を「100分の15」から「100分の16」に改正するものであります。こちらは後ほど附則においてご説明申し上げますけれども、平成30年3月31日までの経過措置が設けられております。

次に、第12条の4は単身赴任手当の改正であります。手当月額を「2万3,000円」から「3万円」に、赴任距離によって月額を加算をする最高額を「4万5,000円」から「7万円」に改正するものでございます。こちらの月額3万円も、先ほどの地域手当の改正と同様に、平成30年3月31日までの経過措置を設けております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、第18条の2は管理職の特別勤務手当の規定でありまして、第1項は次の第2項の改正に伴う字句を追加改正したものであります。

第2項は支給要件の拡大で、今まで週休日等にものみ支給していたものを、週休日以外の平日の午前零時から午前5時までに勤務した場合にも支給できるように改正するもので、次の第3項第2号において支給できる最高額を4,000円とするものであります。

下のページの第19条でございますけれども、特定職員についての適用除外の規定でありまして、第2項において再任用職員に対して支給する職員手当の適用除外のうち、第12条の4を削除するものであります。これにより単身赴任手当が支給できるように改正するものであります。

続きまして、第21条は勤勉手当の規定でありまして、第2項第1号において、先ほど第1条でご説明いたしました平成26年度の勤勉手当の100分の15が15ふやした分、平成27年度

に支給する6月と12月に振り分けするものであります。「100分の82.5」を「100分の75」に、特定幹部職員の率を「100分の102.5」から「100分の95」に改めるものであります。

第2号も同様に100分の5をふやした再任用職員の勤勉手当率について「100分の37.5」から「100分の35」に、特定幹部職員の率についても「100分の47.5」から「100分の45」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

附則の第16につきましては、今まで期限が定められていなかった「当分の間」を、「平成30年3月31日までの間」とし、期限を定める改正ということでございます。

内容は、平成22年12月から高齢層職員の給与抑制措置として行われていた55歳以上の行政職給料表（一）を使用する6級職員に対して、給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を給料月額から減額していた措置についてであります。

次に、別表の改正につきましてご説明申し上げます。

給料表の改正でございまして、一般職に使用する別表第2、保健師及び看護師に費用する別表3の医療給料表（三）を、冒頭にご説明したとおり、民間賃金の低い地域に官民格差が生じたため、平均2%引き下げる措置でございまして。

次に、第5条についてご説明申し上げます。参考資料5をお願いいたします。

利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

先ほどの一般職と同様に、第2条において説明いたしました町長の平成26年12月の支給の100分の1.5がふえた関係上、期末手当率を27年度においては6月に「100分の140」から「100分の147.5」に、12月は「100分の170」から「100分の162.5」に割り振って改めるものであります。

続きまして、6条関係につきましてご説明申し上げます。参考資料6をお願いいたします。

利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものであります。

第2条第4項について、町長と同様に、第3条において説明いたしました教育長の平成26年12月支給の100分の15をふやした期末手当率を、平成27年度に支給する6月には「100分の140」から「100分の147.5」、12月には「100分の170」から「100分の162.5」に割り振って支給するものであります。

最後でございまして、参考資料7についてご説明申し上げます。

今回提出させていただきました改正議案の附則についてでございます。

まず、附則第1項、第2項は、先ほどまで順次説明させていただきました施行日及び適用日についての改正規定であります。

第3項は、平成26年4月1日からの給料表の切りかえにおいて、何らかしらの異動が生じたとき調整ができるという規定でございまして。

次のページの第4項は、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするという見なし規定でございます。

第5項は、平成27年4月1日の給料表の切りかえにおいて、何らかしらの異動が生じたときは調整できるという規定を設けてございます。

第6項は、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日に給料表の切りかえにおいて切りかえ前日の給料月額に達していない場合は、その差額を支給し、現給保証をするという規定でございます。

第7項は、期末勤勉手当を支給するときの算出についてであります。ただいま説明いたしました現給保証額を含めた額を使用するといった規定でございます。

最後のページでございますけれども、第8項は、平成30年3月31日までの経過措置としての規定でありまして、今回の改正条例で引き上げた地域手当の率と単身赴任手当の額を、3年間かけて引き上げる経過措置を行うことができることとあります。

第9項は、附則第2項から第8項まで、規則への委任を規定してございます。

○議長（井原正光君） ただいま、8番高橋一男議員が入場いたしました。

説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

通告により、7番白旗 修議員。

○7番（白旗 修君） 二つ質問があります。

まず1番目、お答えいただきたい。今回の給与等の改正は、人事院勧告がことしの8月に出されておりますが、そういう人事院勧告に従って格差を埋めるためにやるんだという大枠のご説明であります。この人事院勧告に対して、先ほど地域間格差とかというお話もありましたけれども、この人事院勧告によって地方公務員と国家公務員との給与格差がどうあるかを見るためにラスパイレス指数というのがあるのは、ご承知のとおりです。これは総務省が、全国の都道府県市町村千何百のところのものを全部掌握しております。

茨城県も、44の県下市町村のどういう状況であるかを把握して、皆さん方からも報告が行っているわけですが、ここでは特に県下44市町村の中で利根町は、これは調整後ですけども、ラスパイレス指数は100を上回っている、つまり国家公務員と同じだと少なくともデータとして出ていますが、ほかの県は別としまして、県内44市町村の中で利根町はどういう給与等の待遇で、どういうレベルにあるのか、実際にラスパイレス指数が何ぼであるのか、こういうことについてご説明をいただきたい。

○議長（井原正光君） 質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、通告にはラスパイレスはないんですけれども、ラスパイレスの関係かと思えます。

白旗議員が言われた100を超えているというのは、国の給与削減7.7%を含めた額を言っ

ているかと思います。それは勧告ではありませんで、ただ、我々はそれについては、従来どおりの勧告をこれまで実施してきたということです。国もその2カ年のものが終わりますので、通常に戻るのかなと思います。それを踏まえますと、今出ているラスパイレス指数は94.1ということの数字でございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今お聞きしたんですけれども、県下44市町村のうち、この利根町は何番目ぐらいなんですか。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） これ全部羅列はしているんですけれども、94ですから、精査はしておりませんが、多分下から2番目かだと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 総務省で出している、あるいは県で出している数字と、その数字の取り方がちょっと違うようですが、それはいいでしょう。それなりに出ているということだけは私も把握しております。それはそれでよろしいんですが、もう少しこの利根町の、特にこれは一般行政職に対する人事院勧告ですから、その一般行政職を含めた給与のあり方を問うているわけで、それについてやるということについては……。

○議長（井原正光君） 白旗議員に申し上げますが、なるべく通告に従った質疑をしてください。

○7番（白旗 修君） 通告の範囲内だと私はと思いますが、2番目に行きます。

この条例案は一般職員、町長、教育長の給与等の改正案も含まれておりますが、町長、教育長の給与等の改正案は別の条例として提出すべきではないか、つまり給与に関する条例案がありますね。それについて、町長あるいは教育長、あるいは議員は給与でなく報酬になります。それぞれそれを決めるための条例があるわけですから、この53号の議案は人事院勧告に沿って特別職の給与も改定するという感じになっていきますね。つまり53号の議案の中には、一般職だけの改正案が入っていてしかるべきなのに、なぜこういうふうになっているのかということが問題だと思うのですが、どういうふうにお考えですか。

○議長（井原正光君） 高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） お答え申し上げます。

二つ目、なぜ三つの条例改正案を一つにしたかというご質問でございますけれども、同一改正理由により二つ以上の条例の改正をする場合は、一つの条例でまとめて改正するという、極めて一般的な法制上の手法によって行っているものでございます。

過去にも地方分権一括法ということで多くの条例を一括でやっただと、目的が決まっていますので、それでやるというのは一般的であります。今まで、関連したものは、全部そのようにしていますので、これは私たち執行部で、手引きがあつて、こういうルールにしなければいけないということがありますので、準じております。これはほかの自治体と同じような手法

をとっているかと思えます。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質疑が終わりました。

以上で議案第53号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 私はこの議案で、次の理由によって、この一部改正をする条例に反対いたします。

理由、本条例案には利根町の一般行政職のみならず、常勤特別職である町長、教育長の給与等の増額のための改正案も含まれております。本条例案は、平成26年8月の人事院勧告を受けて提出されたものと言っておりますけれども、常勤特別職の町民への責務の重さ、職務の特質、そういうものに鑑みて、これは一般行政職と同じように人事院勧告によって給与を改定することは不適切と考えます。

国家公務員の人事院勧告も、国家公務員の特別職は勧告の対象にはなっておりません。全然別なんです。今、高野総務課長がおっしゃいましたけれども、過去にそういうことをやっている、過去にやっていることが正しいかどうか問題なんです。そういう根本のところから考えてみて、この一般の行政職の給与改定に便乗して、便乗してというつもりではないでしょうけれども、結果として特別職の給与の、あるいは給与手当等の改定をやるということは、本質的にはやってはならないことではないでしょうか。

特に町長あるいは議員、これは選挙で選ばれた人間なんです。その選挙のときに決まった報酬で職務を遂行することが前提になっているわけです。それで人事院勧告が出たからと言って、一般行政職を上げるからこっちも上げますというつもりかどうか知りませんが、結果そうになっています。それは果たしていいやり方なのでしょうか。過去にそういうことをやっているとするれば、過去のやり方が間違っていると、私はそう思います。

したがって、今言いましたように、国家公務員の特別職も人事院勧告は関係ありません。そういう意味で、この給与改定に関する条例案に私は反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第53号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第54号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。

秋山企画財政課長。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第54号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足してご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金で1,597万4,000円の増額をするものでございます。今回の補正予算におきまして財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

次に、8ページから20ページまでになりますが、款1 議会費、項1 議会費から款9 教育費、項4 社会教育費までの節2 給料、節3 職員手当等及び節4 共済費までの増額につきましては、平成26年8月の人事院勧告に伴い、給料、通勤手当の改定、期末勤勉手当の支給月数の改定、初任給調整手当の改定及び共済組合負担金率の確定によるものでございます。

また、11ページから12ページまでになりますが、款3 民生費、目5 医療総務費の国民健康保険特別会計繰出金、目8 介護保険費の介護保険特別会計繰出金は、同様に人事院勧告の改定に伴い、特別会計において必要な経費を繰り出しするものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

款7 土木費、目1 道路橋梁総務費では、先ほどご説明申し上げました人事院勧告の改定のほか、平成27年1月採用予定の土木作業員1名分の人件費の見込み額を計上してございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） この54号議案は、先ほどから53号で人事院勧告に基づいて給与を上げようということではありますが、この中で、これ予算案として具体的に数字が出てきて

おるのが54号議案です。

一般行政職の給与等の引き上げにつきましては、先ほどの若年層に重きを置くとか、地域間格差とか、あるいは安倍政権のインフレ政策などを考えますと、一般行政職については、私は上げてよいのかなと思います。しかし、ほかの部分については、本議案には反対いたします。

理由の1、町長と町会議員は町民による直接選挙によって、町民の負託を受けてその職についているのです。よって、町長の給与や手当等及び町議会議員の報酬、手当等は基本的には選挙のときに定まったものを、そのまま継続すべきであります。もし改定するとすれば、また別の形で改定すべきであって、この議案第54号の中でやることは妥当ではないと思います。

教育長は、選挙で選ばれたものではありませんけれども、やはり特別職、特に町長が任命する特別職でありまして、実質的に教育行政の長であり一般行政職とは異なります。したがって、教育長の給与等の改定も一般行政職と同じように行うべきものではありません。実際にこの三つ、町長、教育長、議員、これは報酬等の定めについては別途条例が定められているわけでありまして。今の教育長についてもというのが理由の2です。

理由の3、人事院勧告によって、一般行政職と同じように、町長、教育長、町議会議員の給与手当等を改定することは、私は町民が納得することではないと考えます。

理由4、この補正予算では議員の手当も52万7,000円増額するようになっております。その根拠が議案第53号には示されておりません。議案第54号は、議案第53号を根拠にして提案をされているわけですから、これが抜けているということでありまして。根拠が示されていないままの予算計上というのは、適切ではないのではないかと私は思います。

理由の5番目、私の行政評価によれば、町長と教育長のこれまでの施策は決していいものではないと、これは私の個人的な見解ですが、思います。したがって、結果としてこのお手盛りのような形で、少なくとも町民にはそう見えると思いますが、町長、教育長、議員の給与、報酬手当などをこの条例案の中でオーケーとする、可決するということは、私は反対いたします。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

11番若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 私は賛成の立場で、短い時間ですが討論させていただきます。

白旗議員は、53号並びに54号に対して反対ということですが、先ほど高野総務課長もおっしゃってました。利根町の職員の方、茨城県でも下から2番目なんだと、それだけ低いんだと、皆さん職員の方たちは、それぞれ家庭を持って生活がかかっているんですよ。せつかくここで、国の人事院勧告のほうで、今一般の企業よりも公務員の方は下になってきたと、お金の格差が出てきたんです。ですから人事院勧告は上げましょうと、

そういうことだと私は思っています。

国のほうで、公務員の方のを上げましょうと決まって、さらには利根町職員の方たちも茨城県で下から2番目の低さだということで、国に沿って上げましょうと、それでこの議案が出てきたわけですよ。

先ほどから白旗議員は、職員の給料は何とか賛成というか、そのような言葉ちょっとおっしゃっていましたね。しかしながら町長と教育長、それから、我々議員と言っていましたけれども、それはそれで高野総務課長が説明してくれたじゃないですか。白旗議員は、町民から選ばれた町長、教育長は別だよと、ここで町長、教育長が別にそれはやるべきだと、そのように言っていますけれども、我々議員がここで反対したらどうします。職員の皆さんの給料は今のままじゃないんですか。そういうところもよく考えてあげて、白旗議員も賛成か反対か、よく考えていただきたいと思います。

それから、我々の報酬は別ですけれども、期末手当、今回決まれば多少なりとも上がりますけれども、我々もはっきり申しまして、決して報酬が高いと私は思っていない。これは市と町では違いますけれども、隣の取手市、我孫子市、柏市、松戸市、松戸市では60万円ぐらいいただいているんですよ。我々は町だからしようがないと言えばそれまでかもしれないけれども、決して高い報酬はいただいております。白旗議員、この利根町で若い人たちが議員に出てこれないというのは、そういうところがあるんですよ。（「共産党だよ、それは」と呼ぶ者あり）……共産党、それは黙っていなさい。そういうところもあるんですよ。

私も70歳過ぎました。体は元気です。ですから町のために一生懸命やりたい、そういう気持ちあります。しかしながら、我々いつまでも、いつまでも議員としてやっていられません。これから若い人たちが出てきてくれるためにも、逆に言ったら、議員の報酬ももう少しアップして、それで若い人たちが出てきてこの町をよくしたい、そういう若い人が出られるような報酬を私は逆に願っています。

白旗議員は、それは違うんだ、それは上げる必要はないとか、そういうことを言っていますけれども、結局職員の皆さんたちの生活というものも考えてよく検討していただきたいと思います。ここで万が一我々が反対したら、先ほど言いましたけれども、職員の皆さんの給料というものは現状のままなんですからね、よく考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

白旗議員は一度やりましたから、発言できません。その辺、議会のルールをちゃんと守ってやってください。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第54号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第55号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。

大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第55号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明を申し上げます。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入からご説明いたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で44万7,000円の増額でございます。これは、利根町職員給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与等の変更に伴う一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出ですが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で44万7,000円の増額でございます。増額の内訳ですが、節2給料で6万5,000円の増、節3職員手当等で29万円の増、節4共済費で9万2,000円の増で、歳入でもご説明いたしましたが、同じく利根町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与等の変更に伴う増額でございます。

事業勘定につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で33万円の増額でございます。このことにつきましても、直営診療施設における利根町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与等の変更に伴う基金からの繰入金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費で33万円の増額でございます。増額の内訳ですが、節2給料で1万1,000円の増、節3職員手当等で26万2,000円の増、節4共済費で5万7,000円の増で、歳入でも説明いたしましたが、同じく利根町職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与等の変更に伴う増額でございます。

議案第55号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明については、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第55号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議案第56号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。

鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第56号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入からご説明をいたします。

款 4 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で32万3,000円の増額でございます。これは、人事院勧告によります給与改定に伴います人件費の増によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款 1 下水道費、目 1 公共下水道建設事業費で21万2,000円の増額でございます。これにつきましては、節 2 給料で2万8,000円の増、節 3 職員手当等で14万2,000円の増、節 4 共済費で4万2,000円の増でございます。同じく人事院勧告によります給与改定に伴います人件費の増額でございます。

続きまして、目 2 公共下水道維持管理費で11万1,000円の増額でございます。内訳といたしましては、節 2 給料で1万5,000円の増、節 3 職員手当等で7万6,000円の増、節 4 共済費で2万円の増、同じく人事院勧告によります給与改定に伴います人件費の増額でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第56号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第57号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。

石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚 稔君登壇〕

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、議案第57号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4地域支援事業繰入金を27万9,000円増額するもので、これにつきましては人事院勧告に基づく職員給与条例の改正によりまして、地域包括支援センター職員3人分の人件費増額分を繰り入れするものでございます。

歳出でございますが、款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1総務費27万9,000円を増額するものでございますが、理由は歳入で説明のとおりでございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第57号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成26年第1回利根町議会臨時会を閉会します。

なお、12月定例会は12月16日火曜日の開会予定です。

お疲れさまでした。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 花嶋美清雄

署名議員 船川京子